

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川用水総合管理所長 本田 毅

(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 木曽川用水総合管理所食堂空調設備更新
- 2 業 務 場 所 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1 木曽川用水総合管理所
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日から令和5年12月20日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 提出期限 令和5年8月7日 12:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 木曽川用水総合管理所 経理課 中原
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
 - 5) 質 問 書 令和5年7月31日 12:00 まで
※質問の回答については、令和5年8月2日までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の書提出の期限は 令和5年8月7日 16:00 までとします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 4 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

木曽川用水総合管理所食堂空調設備更新

仕 様 書

令和5年7月

独立行政法人水資源機構
木 曽 川 用 水 総 合 管 理 所

第1章 総 則

第1節 適用

本仕様書は、木曽川用水総合管理所食堂空調設備更新（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務の内容

2-1 業務場所

愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東2-6-1 木曽川用水総合管理所

2-2 業務概要

本業務は、木曽川用水総合管理所内にある空調設備の更新を行うものである。

空気調和機設備設置、撤去 1 式

総合調整 1 式

現場発生品運搬（処分含む） 1 式

第3節 業務期間等

3-1 業務期間

契約締結の翌日から令和5年12月20日までとする。

3-2 制限

契約締結後は可能な限り速やかに更新を行うものとする。

第4節 業務数量

4-1 業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」のとおりである。

4-2 業務範囲

本業務の範囲は、数量総括表の構成品目に示す設備の設計、製作、搬入、設置、撤去、処分を行うものである。

第5節 立会による確認

1. 動作確認
2. 後片付け状況

第6節 提出書類

受注者は、以下の書類を提出するものとする。

1. 作業計画書 1 部（契約締結後速やかに）
2. 機器仕様書 1 部（現地作業14日前まで）
3. 作業報告書 1 部（取扱説明書、更新前・後の写真）

第7節 現場発生品等

本業務で発生する現場発生品は、適正に処理するものとし、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに担当職員に提示するものとする。

また、既設冷媒フロンについては、フロン排出抑制法に基づき適正に処理するものとし、行程管理票（E票）の写しを担当職員に提出するものとする。

第8節 設計変更

受注者は、現地調査の結果、設計変更の必要が生じた場合は担当職員と協議するものとする。

第9節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 機器の仕様

第1節 機器の仕様

受注者は、数量総括表に示す機器の搬入時において、担当職員の確認を受けなければならない。

1-1 室内機

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1. 種別 | 業務用エアコン |
| 2. 室内機形状等 | 天井埋め込みカセット形2方向×2台 |
| 3. 定格冷房能力 | 12.5kW（室内機2台合計） |
| 4. 定格暖房能力 | 14.0kW（室内機2台合計） |
| 5. 電源 | 三相200V、60Hz |
| 6. 冷媒 | R32 |
| 7. 付属品等 | リモコン（ワイヤードタイプ）、取付金具、保温材その他雑材、ワイドパネル |
| 8. その他 | グリーン購入法適合 |

1-2 室外機

- | | |
|------------|----------------------|
| 1. 外観寸法 | 1080mm×940mm×320mm程度 |
| 2. 電動機出力 | 2.45kW程度 |
| 3. プロペラファン | 1台 |
| 4. 運転音 | 55dB程度（冷房・暖房） |

第2節 既設機器の仕様

2-1 室内機

1. 製造者 日立グローバルライフソリューションズ株式会社（現会社名）
2. 型式 P-23DL3AS
3. パネル寸法 1537mm×587mm程度

2-2 室外機

1. 製造者 不明
2. 型式 不明

第3章 設置等

第1節 設 置

1. 室内機および室外機ともに既設位置に設置するものとする。
室内機の既設開口部の大きさが違う場合は付属のワイドパネルにより対応するものとする。
室内機取付フロア : 2階
室外機取付フロア : 4階建庁舎屋上
2. 庁舎に関する情報は次のとおりである。
庁舎高さ : GL+19.5m ※転落防止柵除く)
エレベーター : なし
3. 配管、配線、ドレンは既設を流用するものとするが、接続部は付属品にて調整するものとする。
4. 契約締結後、可能な限り速やかに設置するものとする。

第2節 総合調整

1. 設置完了後に総合調整を実施するものとし、担当職員の確認を受けるものとする。
2. 総合調整実施後は、冷媒漏洩点検記録簿を書面およびデータで提出するものとする。

第3節 撤 去

設置に伴う撤去品は、次のとおりとする。

- | | |
|-----|----|
| 室内機 | 2台 |
| 室外機 | 1台 |

数 量 総 括 表

業 務 名 木曽川用水総合管理所食堂空調設備更新

独立行政法人 水資源機構
木曽川用水総合管理所

数量総括表

業務名	木曽川用水総合管理所食堂空調設備更新 (当 初)					
区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
電気設備 (機器単体)		式		1		
空調調和設備		式		1		
空気調和機設備		式		1		
室内機	天井埋め込みカセット形 2 方向	台		2		
室外機		台		1		
機器単体費		式		1		
電気設備		式		1		
空気調和設備工		式		1		
空気調和機設備設置工		式		1		
室内機設置	天井埋め込みカセット形 2 方向	台		1		
室内機設置	2 台目 天井埋め込みカセット形 2 方向	台		1		

数量総括表

業務名	木曽川用水総合管理所食堂空調設備更新 (当 初)					
区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
室外機設置		台		1		
総合調整		式		1		
空気調和機設備撤去工		式		1		
室内機撤去		台		1		
室内機撤去	2 台目	台		1		
室外機撤去		台		1		
現場発生品運搬(電気)	処分含む	式		1		
工場製品輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
輸送(電気)		式		1		
直接業務費		式		1		

数量総括表

業務名	木曽川用水総合管理所食堂空調設備更新						(当 初)
区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
共通仮設費		式		1			
共通仮設費 (率計上)		式		1			
純業務費		式		1			
現場管理費		式		1			
機器間接費		式		1			
機器管理費		式		1			
業務原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
業務価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
業務費計		式		1			

参考資料

既設室内機写真



既設室外機写真



前面



背面

参考資料

建物内から屋上への出口



屋上写真



FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川用水総合管理所 経理課 中原 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職

木曽川用水総合管理所長 本田 毅 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和 年 月 日に交付された(件名:木曽川用水総合管理所食堂空調設備更新)の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。